

山形市立西小学校PTA表彰並びに慶弔慰に関する規程

一 表彰

- 1 教職員が通算七カ年以上就任した場合は、本会を退会する時に永年動続者として感謝状を贈呈する。
- 2 特別功労者及びその他の表彰該当者については、理事会の決議により感謝状を贈呈する。
 - (一) PTA常任理事(教職員を含む)を三カ年以上連続、断続を問わず)務め、本会を退会する時は、(一時もしくは永久を問わず)特別功労者として表彰する。
 - (二) 教職員が本校を最後に退職する時は、年間を問わず教育功労者として表彰する。
 - (三) 右記一・二は、重複して授賞しない。
 - (四) 物品の寄贈に関しては、およそ、二〇、〇〇〇円相当以上の物品、もしくは、教育的価値の高いものを受けた場合に感謝状を贈呈する。
- 3 右の表彰は、原則としてPTA総会当日に行う。

二 慰謝

- 1 教職員の転出及び退職の場合は、餞別五、〇〇〇円を贈呈する。

三 慶弔慰

- 1 教職員結婚の場合は、金五、〇〇〇円のお祝いを贈呈する。
- 2 教職員死亡の場合は、理事会の決議により弔慰を表す。
- 3 会員(保護者)が死亡した場合は、金五、〇〇〇円の香典を呈する。
- 4 児童が死亡した場合は、金一〇、〇〇〇円の香典を呈する。
- 5 その他特別な場合は、理事会の決議による。

付則

- 1 本規程は時勢事情に応じ、具体的には理事会が時宜に適した処置によって運営されるものとする。
- 2 本規程の適用が急を要し、理事会の決議を待つことができない場合は、本規程の範囲を甚だしく越えない程度において、会長の決裁を得て運用し、事後承認を得るものとする。
- 3 本規程は、平成七年四月一日から適用する。 規程一部改正 平成十九年四月二十一日

付則(令和四年五月十日改正)

本規程は、令和四年五月十一日より施行する。